

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年7月6日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 保健福祉部地域福祉課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年11月10日

イ 本監査実施日 平成24年1月18日

（3） 監査結果の公表の日 平成24年3月9日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託契約の変更に当たり、変更契約を行っていなかったものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託契約の変更については、課内に周知を図るとともに、適正な事務の執行について注意を喚起した。 今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 保健福祉部障がい保健福祉課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年11月16日

イ 本監査実施日 平成24年1月18日

（3） 監査結果の公表の日 平成24年3月9日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
障害児施設医療費等に伴う負担金の収入未済額の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが61件、361,890円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	障害児施設医療費等に伴う負担金の収入未済額の調定については、課内に周知を図るとともに、適正な事務の執行について注意を喚起した。 今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年12月1日

イ 本監査実施日 平成24年1月24日

（3） 監査結果の公表の日 平成24年3月9日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報償費、需用費及び役務費の支出に当たり、支払いを行っていないものが1件、11,400円、履行確認後相当期間経	報償費、需用費及び役務費については、平成23年12月6日に支出を完了した。

<p>過してから支出しているものが31件、710,699円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>今後は、支出に係るチェックリストを作成するなどチェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。</p>
<p>赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが4件、130,838円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>赴任旅費については、平成23年12月21日に返納処理を完了した。 今後は、全職員が旅費制度の理解に努めるなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。</p>